

第95号議案

品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年11月28日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例

品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和27
年品川区条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「918,000円」を「921,000円」に、「784,000円」を「786,000円」に、「649,000円」を「651,000円」に、「624,000円」を「626,000円」に、「602,000円」を「604,000円」に改める。

第6条第1項中「3月1日、6月1日」を「6月1日」に改め、同条第2項中「3カ月以内（基準日が12月1日であるときは、6カ月以内）」を「6カ月以内」に改め、同項の表を次のように改める。

在職期間	割合
6カ月	100分の100
3カ月以上6カ月未満	100分の60
3カ月未満	100分の30

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年12月1日から施行する。

(品川区議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部改正)

- 2 品川区議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（平成26年品川区条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「3月1日、6月1日」を「6月1日」に、「3カ月」を「6カ月」に改め、「(基準日が12月1日であるときは、同日前6カ月以内の期間。次項において同じ。)」を削り、同条第2項中「3カ月」を「6カ月」に改める。

(説明) 議員報酬等を改定する必要がある。